



職員の給与等に関する報告の概要

平成 25 年 10 月 16 日
長野県人事委員会

《本年の報告のポイント》

月例給、ボーナスともに改定なし

- 月例給は、民間とほぼ均衡しているため、改定なし（3年連続）
- 期末・勤勉手当（ボーナス）は、民間とおおむね均衡しているため、改定なし（2年連続）

～給与に関する勧告を行わないのは平成 16 年以来 9 年ぶり～

第 1 職員の給与

1 本年の給与の改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給

職員と民間（企業規模 50 人以上）従業員の本年 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおりです。

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
385,691 円	385,684 円	7 円 (0.00%)
	<特例減額を考慮した試算>	
	362,422 円	23,269 円 (6.42%)

(注) 職員の給与は、本年 7 月 1 日から来年 3 月 31 日までの間、臨時・特例的に減額されている。
この減額が 4 月 1 日から行われていたと仮定した場合の較差も試算した。

イ 特別給

民間において、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われたボーナスと、本年の職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおりです。

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A)-(B)
3.93 月分	3.95 月分	△0.02 月分

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

職員の給与と民間従業員の給与がほぼ均衡しているため、改定を行わない。

イ 期末・勤勉手当

民間の年間支給月数（3.93 月分）とおおむね均衡しているため、改定を行わない。

2 昇給・昇格制度の見直し

昇給・昇格制度等給与の制度的側面については、国に準じて見直すことが基本であるとの認識に立ちながらも、本県の実情及び他の都道府県の動向等も見極める必要があるため、昇給・昇格制度については、その見直しに向けてさらに検討を進める。

3 適正な給与水準の確保の要請

- ・ 地方公務員給与の引下げを前提とした地方交付税等の削減を受け、本県においても、本年7月1日から平成26年3月31日までの間、臨時・特例的に減額措置が実施されているため、職員の士気及び生活に大きな影響を与えているものと思料
- ・ 特例減額措置が終了する平成26年4月以降の職員給与について、本報告に基づく適正な給与水準が確保されるよう要請

第2 人事管理に関する課題

1 高齢期の雇用問題

- ・ 再任用希望者の意欲や能力、適正等を適切に把握し、その能力と経験をいかせる職務への配置等、雇用と年金の確実な接続を図るための取組みが必要
- ・ なお、人事院は、段階的な定年の引き上げも含めた再検討が必要である旨の報告も行なっており、引き続き国の動向を注視していくことが必要

2 配偶者帯同休業に関する制度

人事院が意見の申出を行った配偶者帯同休業に関する法律の制定について、本県においても、今後の国の動向等を注視しつつ、制度の導入について検討を進めていくことが必要

(参 考)

1 県職員の年間給与額 ()内は特例減額を考慮した試算

(1) 比較職員平均

	年 齢	月 額	年間給与額
比較職員平均	45.6 歳	385,684 円 (362,422 円)	6,207,000 円 (5,928,000 円)

(注)「比較職員」・・・行政職給料表、事務職給料表及び一般職給料表適用職員(新規採用者を除く。)

(2) モデル給与例

役職	年 齢	家族構成	月 額	年間給与額
主事	25 歳	独身	194,474 円 (187,194 円)	3,153,000 円 (3,087,000 円)
主任	35 歳	配偶者 子1人	306,733 円 (287,793 円)	5,011,000 円 (4,841,000 円)
係長	45 歳	配偶者 子2人	403,868 円 (378,951 円)	6,644,000 円 (6,420,000 円)
課長	55 歳	配偶者 子2人	518,727 円 (484,016 円)	8,310,000 円 (7,997,000 円)
部長	57 歳	配偶者	594,911 円 (545,111 円)	9,886,000 円 (9,438,000 円)

(注)1 行政職給料表適用者について、設定年齢でモデルとした役職に任用されている職員の支給例を掲げたもの

2 月額欄は、給料月額、給料の特別調整額、扶養手当及び地域手当により算出

3 年間給与額欄は、給料月額、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当により算出

2 最近の給与勧告の実施状況

	月例給	特別給		給与勧告による 年間給与額の増減	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	額	率
平成 13 年	0.08%	4.70 月	△0.05 月	△1.7 万円	△0.3%
平成 14 年	△1.99%	4.65 月	△0.05 月	△15.8 万円	△2.3%
平成 15 年	△1.05%	4.40 月	△0.25 月	△17.7 万円	△2.6%
平成 16 年	勧告なし (注1)	4.40 月	—	〔 寒冷地手当の支給額の引下げ 〕	
平成 17 年	△0.35%	4.45 月	0.05 月	△0.3 万円	△0.1%
平成 18 年	勧告なし (注2)	4.45 月	—	〔 平均5%程度の給料表の引下げ などの給与構造改革の開始 〕	
平成 19 年	0.42%	4.50 月	0.05 月	4.8 万円	0.7%
平成 20 年	勧告なし (注3)	4.50 月	—	—	—
平成 21 年	△0.19%	3.80 月	△0.70 月	△30.4 万円	△4.5%
平成 22 年	△0.16%	3.80 月	—	△1.0 万円	△0.2%
平成 23 年	勧告なし (注4)	3.95 月	0.15 月	6.1 万円	1.0%
平成 24 年	勧告なし (注5)	3.95 月	—	—	—
平成 25 年	勧告なし (注6)	3.95 月	—	—	—

(注) 1 平成 16 年の給与較差は△0.09%

2 平成 18 年の給与較差は△0.03%

3 平成 20 年の給与較差は△0.07%

4 平成 23 年の給与較差は 0.07%

5 平成 24 年の給与較差は 0.00%

6 平成 25 年の給与較差は 0.00%

7 平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の数値は、特例条例による給与の減額がないものとして算定したもの

3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の職員（比較職員）に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

